

甲子園短期大学の学科等の人材養成
及び教育研究上の目的に関する規程

(趣旨)

第1条 甲子園短期大学学則第1条第2項の規定に基づき本学が設置する学科等の人材養成及び教育研究上の目的は、この規程によるものとする。

(教育理念)

第2条 甲子園学院の校訓三綱領「黽勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」の建学の精神に基づき、広い一般教養・専門的知識と技能を授け、健全円満な人格の陶冶を図るとともに、専門の職業に従事し、社会の発展に貢献できる人材を養成することを教育理念とする。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第3条 学科等の人材養成及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 生活環境学科

生活環境学科は、本学の教育理念に則り、「環境・健康・福祉」の三つのテーマを核にして、自らの生活力を高め、自己理解力、人を思いやる心を育成して人間性を培い、生活場面及び地域や社会において活躍できる専門的な知識と実践力を備えた人材の養成を目的とする。

① ライフキャリアフィールド

ライフキャリアフィールドは、生活を取り巻く環境と福祉に関する知識及び技術を習得し、豊かで安全・快適な生活を創造し維持できる人材の養成を目的とする。

② 介護福祉フィールド

介護福祉フィールドは、幅広い人間性と生命倫理を重視し、福祉施設、病院、その他様々な領域で人を支援する心を持ち、介護福祉の専門的な知識と技能を生かした業務に従事する人材の養成を目的とする。

(2) 幼児教育保育学科

幼児教育保育学科は、本学の教育理念に則り、幼児教育・保育に関する知識と実践に役立つ技術を習得し、保護者等から信頼され、人間性豊かで指導力のある人材の養成を目的とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。但し、3の(3)及び3の(4)の規定は、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。